人口・社会統計部会の審議状況について(報告)

第1回人口・社会統計部会結果概要(未定稿)

- 1 日 時 平成19年10月15日(月)10:00~11:50
- 2 場 所 経済産業省別館 1038号会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、大江専門委員、島崎専門委員、森泉専門委員、審議協力者(内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神奈川県)、諮問者(會田総務省統計審査官、浜東同副統計審査官)、調査実施者(千野総務省国勢統計課長、江刺同総括担当課長補佐、坂本同課長補佐)、事務局(中島内閣府統計委員会担当室長)
- 4 議 題 平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について

5 概 要

- (1) 部会長、委員、専門委員の挨拶に引き続き、廣松委員が部会長代理に指名された。
- (2) 諮問第1号「平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」の趣旨、今後の検討スケジュール、調査の計画内容の説明が行われた後、委員等から計画内容等に関する意見が出された。主な意見は以下のとおり。
 - ・ コールセンターの設置は良いことであるが、法定受託事務を一部国が吸い上げる形になっていないか、法的な整理が必要である。
 - ・ 全国規模の調査会社に対して、個々の市町村が個別に契約するのは、コスト面で高くなり、調査会社としてもかなりやりにくいという懸念がある。
 - ・ 住生活基本法が施行され、住宅政策は大きく転換している。急には無理だろうが、「住宅ローン」、「住宅の市場価値」、「購入価格」、「ファイナンス(資金手当)の方法」などを調査する方法を考える時期に来ているのではないか。
 - ・ オンライン調査においては、回収状況の把握と調査員への連絡という従来と異なる事務 が発生するので、これらの事務を円滑に進めることが必要。
 - ・ ナショナルアカウントの側でストックの推計に使用できるように住宅資産を調査するためには、住宅の時価を調査することが必要であり、今後の検討課題として考えてほしい。
 - ・ ストックの推計に関する調査事項について、基本計画の検討材料として人口・社会統計 部会では議論することは良いが、部会内では完結しないテーマと考えられる。
 - ・ 住生活基本計画の成果指標として活用する事項の集計については、結果表の追加要望時ではなく、1次集計時に公表してもらいたい。
- (3) 論点(案)の提示・説明が行われ、委員等の意見を踏まえ、更に加筆・修正し、次回の部会に正式に配付することとされた。

6 次回予定

次回部会は10月24日(水)10時から総務省第2庁舎(若松町)6階特別会議室で開催することとされた。

第2回人口・社会統計部会結果概要(未定稿)

- 1 日 時 平成19年10月24日(水)10:00~12:10
- 2 場 所 総務省第二庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、大江専門委員、嶋﨑専門委員、森泉専門委員、審議協力者(内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神奈川県)、諮問者(會田総務省統計審査官、浜東同副統計審査官)、調査実施者(千野総務省国勢統計課長、坂本同課長補佐)、説明者(犬伏総務省統計審査官、平松国土交通省住宅政策課企画専門官、百瀬内閣府国民資産課長)
- 4 議 題 平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について

5 概 要

- (1) 第1回人口・社会統計部会の結果について會田統計審査官から説明があった。
- (2) 部会長から論点(案)の修正箇所について説明が行なわれ、今後、この論点に従って審議を進めることとし、部会での了承を得た。
- (3) その後、會田統計審査官から論点と前回部会での各委員等からの意見の対応についての説明が行なわれ、個別論点ごとの審議に移行した。
- (4) 「標本設計」について

前回の調査から標本の抽出方法を集落抽出から二段抽出に変更している。このことによって「別世帯となっている子の住んでいる場所」の分析に影響が出るのではないかとの論点についての審議が行なわれた。これについては、親子関係を特定するための調査項目は世帯主の氏名だけであることから抽出方法の如何に関わらず親子関係の特定や分析は困難であること、限られた財源で地域の統計を整備するためには二段抽出による方法のメリットが大きいことから、引き続き標本の抽出方法を二段抽出とすることが適当であるとして了承された。

(5) 「調査事項」について

まず、調査実施者から論点に沿って前回部会での意見等に対する説明が行われた。その後、本調査は、国土交通省が所管する「住生活総合調査(仮称)」と調査項目の設定やデータリンケージの実施について調整を行なっていることから、「住生活総合調査(仮称)」の承認審査を担当する犬伏統計審査官及び国土交通省住宅政策課から当該調査の調査項目等についての説明があった。

また、SNAとの関係で現住居以外の建物の資産推計が可能となるよう調査事項を工夫できないかとの論点の関係で、内閣府国民資産課からSNAにおける住宅・土地統計調査の活用状況等についての説明があった。

これらについての審議結果の概要は以下のとおりである。

今回の計画では「住生活総合調査(仮称)」と本調査の調査対象を重複させることとしており、調査時期はずれるが、いわば「住生活総合調査(仮称)」が本調査の付帯調査のような位置づけとなったことから、将来の課題としては両調査の整理・統合も考えられる

のではないかとの意見があった。これについては、人口・社会統計としての体系化を考えるときの重要な柱であることから、基本計画策定の過程での検討課題として本部会から提示することとした。

前回調査では社会的な問題として「介護」に重点が置かれていたが、最近は少子化の時代で「子育て支援」が重要課題となってきている。国民生活基礎調査等とも関係し、幅広い観点から検討を要するものと考えるので、同様に基本計画策定の過程での検討課題として本部会から提示することとした。

今回、調査で予定されている両調査の連携は、調査実施者側からは有意義であると認め られるが、一方、調査対象となった客体の負担が重くなるものである。このことから、

)本調査の後で実施する「住生活総合調査(仮称)」の回収率低下に繋がるのではないかと懸念されるので、調査実施後に回収率への影響について検証することが必要、)また、本調査の調査客体に対して、後日「住生活総合調査(仮称)」が行なわれることの告知について検討することが必要があるとの意見が出され、これらについては調査実施者に調査時における適切な配慮を促した。

内閣府から説明のあったナショナルアカウントと本調査との関係については、住宅のストック額の推計のための住宅の市場価値等を把握する調査事項を今回の本調査の中に盛り込むか否かについての議論が行なわれ、本部会で予定する審議期間で技術的問題及び調査環境面での問題をクリアするには時間的に困難であること、さらにはSNAの観点からの整備について検討が必要であることも勘案して、本部会での審議の対象とはしないということで了解を得た。本件については大きな論点であるとして、統計委員会のSNA部会等での検討課題として本部会から提示することとした。

本調査と「住生活総合調査(仮称)」とが連携したことから、従来、「住生活総合調査 (仮称)」の前身の調査である「住宅需要実態調査」でフェイス項目として把握していた 世帯員各員の所得の有無の調査項目が欠落している点については、次回調査以降の検討課 題として整理することとした。

(6) 「調査票の配布・取集」について

今回調査ではオンライン調査が導入されるが、主たる利用対象と考えられる昼間不在者からの照会への対応は、今回新たに開設を予定しているコールセンターが行うこととなる。このコールセンターは調査客体の利便を勘案し午前9時から午後9時まで土日祝日を含めて対応する体制となっていることから特段の問題はないものとの理解が得られた。

6 次回予定

次回部会は11月12日(月)10時から総務省第2庁舎(若松町)6階特別会議室で開催することとされた。